

平成28年度 第2回大和市障がい者福祉計画審議会 会議録

会議名	平成28年度 第2回大和市障がい者福祉計画審議会	
開催日時	平成28年10月18日(火) 午後3時～午後4時20分	
開催場所	勤労福祉会館 中会議室	
出席状況	委員	11人(関水会長、横川委員、佐藤委員、内藤委員、春日委員、鳥海委員、田中委員、馬場委員、小山委員、村元委員、田所委員)
	事務局	7人(障がい福祉課長、障がい福祉課係長2名、すくすく子育て課係長1名、障がい福祉担当職員3名)
	傍聴人	0人
担当課	障がい福祉課障がい福祉担当内線(5665)	
公開・非公開の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	
<p>1. 会議次第</p> <p>(1) あいさつ</p> <p>(2) 会長挨拶</p> <p>(3) 議題</p> <p>①福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値、地域生活支援事業の内容及び必要量の見込について</p> <p>②障がい者福祉計画進捗管理について</p> <p>(4) その他</p> <p>①次回開催予定</p> <p>2. 審議又は検討経過及び結果 主な内容は次のとおり</p> <p>【議題①福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値、地域生活支援事業の内容及び必要量の見込について事務局より説明】</p> <p>●委員</p> <p>⑥要約筆記派遣事業の延べ利用者数が記載されているが、延べではなく対象者は何名か。</p> <p>○事務局</p> <p>ご存知かと思うが、全ての聴覚障がい者が手話を理解できるわけではない。そういう方のために要約筆記は手話ではなく、話し言葉などを要約して記載するもの。派遣するのは個人だけではなく聴覚障害者協会の会議に派遣する場合も多くある。そのため会議に出席している人でどの方が要約筆記を必要としているかなど実人数のカウントは難しいのが現状である。</p> <p>●委員</p> <p>詳細はわからないということか。私自身も障がい者であり、障がい者団体の中の一つの部門に聴覚障がい者の方がいる、その部門との会議などの時に現在は手話の派遣のみをお願いしている。正直、誰が要約筆記を必要としているのかわからないため、質問をした。要約筆記の方から派遣を依頼してほしいとの話を受けているが、どの方が来るときに必要なかを知りたい。</p> <p>○事務局</p> <p>委員がおっしゃる通り、対象というの難しい。団体などの活動を積極的にされており、市としてもよく存じ上げている方などは、比較的先天的に障害があり、手話を理解されているため、要約筆記を求めることが少ない。中途失聴の方はなかなかそういう団体に所属されていないことが多い。個人への派遣というよりは、最近は高齢者など難聴者も増えていることから会議やイベントでの派遣というのがメインになっている。</p>		

●委員

福祉施設から一般就労への移行について H29年度の目標値30人に対して、H27年度実績が37人と素晴らしいと思うが、就労した後のフォローも大事だと思うが、その辺りの対応や考え方はどうなっているか。

○事務局

この件については、市の指定管理施設として障害者自立支援センターの運営している佐藤委員から説明をお願いしたい。

●委員

市内の就労移行支援事業所と足並みをそろえて支援している。考え方としては就労がスタートとして捉えている。自立支援センターの就労相談で定着支援に努めている。他の事業所の相談員や養護学校の進路担当などとも協力して行っている。数年前の調査だが、就労後1年の定着率は約8割、3年後の場合でも7割程度定着している。

●委員

⑩地域活動支援センターの市外利用者が3人いる。市外というのはお願いに行けば受け入れてくれるのか？

○事務局

基本的には受け入れてはくれないものとする。あくまで、そこでなければ行くことができない特筆的な理由がある方のみと理解している。まずは大和市優先となる。

●委員

福祉施設の入所者の地域生活への移行について、H28年度入所者数が157名となっている。入所者数は様々な要因により増減があり、結果として現在の数値ということだが、具体的な内容が分かれば教えてほしい。

○事務局

細かい数字は出ていないが、ほぼ、亡くなられた方である。施設入所者はALS等の重度障がい者が多いことが背景にあると思われる。20代の方で家族支援が整ったことにより在宅に戻られた方が1人いる。また、一般就労ができるようになったため、施設からグループホームへ移行となった方もいる。

【議題②障がい者福祉計画進捗管理について事務局より説明】

●委員

精神障害のグループホームは病院を除いて市内に1カ所しかないと思うが、グループホームに入れない方が街づくり総務課のあんしん賃貸事業を利用することにより不動産を紹介してくれるのか。

○事務局

あんしん賃貸事業は（公社）かながわ住まいまちづくり協会が実施しており、原則的に毎月第2火曜日に住まい探し相談会を実施している。相談を受けたあと、協力不動産業者を紹介し、障がいのある方が入れる住まいをご案内する。保証人の問題等、個別の事情により異なるため、まずは予約をしていただき、相談に進めてほしい。

●委員

1-2虐待防止について。12件は通報や受理をした件数なのか。虐待と認められた件数はこのうち何件か。

○事務局

件数は通報の件数となっている。内訳を持ち合わせていないが、通報を受けるとコアメンバー会議を開催し虐待の判断をしていくものである。

●委員

通報の内容について、把握されている範囲で内訳を教えてください。

○事務局

施設従事者と養護者は半数程度。

●委員

3-7 障がい福祉施設建設費償還支援事業に対象が3施設で約8百万円とあるが、内容はどのようなものか。

○事務局

市内で障害のサービス事業所を施設として建てたものでかつ、特定のところで借り入れた場合。市で償還元金の1/4を補助する事業がある。3施設は県央福祉会の菜の花、ぼら一の上和田、福田の里となっている。今後はすぶらも対象となる見込み。県で認めていたのはH27年度までであり今後対象が増えることはない予定。

●委員

避難行動要支援者支援制度について。大きな地震があった際、要支援をお願いしているが訪問がなかった事例がある。支援員に対して講座や研修・指導等を行っているのか。

●委員

民生委員の立場で回答させていただく。H27年度実績は18,258人とあるが、これは市でアンケートを実施し、支援を必要と答えた方の数。そのリストが自治会に渡され、名簿に名前がある方を詳しく知っている民生委員などと一緒に自治会の担当者などが伺う。それにより本当に支援が必要な人をピックアップして支援者として各自治会で設定を行っている。健康な方でも○をつけて回答する場合があるため、アンケートに○をつけた人すべてが対象というわけではない。

●委員

対象の方は、家族と生活されている方であるため、自治会のサポート体制に入っていないのではないかと。本人は要支援となっていると思っているが、自治会でその判断となっていない可能性がある。

●委員

元気な家族がいても留守の場合がある。そのため情報を提供しているものだと思っていた。

●委員

現在、名簿の共有がようやくできた状況。早い地域は訪問も進んでいる。訪問すると実態は歩ける方も多く、寝たきり状況の方は数名と聞いている。

●委員

障害者は地震時にパニックを起こす。親がいれば支援が必要ないとされていけば、何のための登録かわからない。

●委員

必要ないわけではないが、まだ徹底されていない。高齢者も障がい者も合わせて要望されているが地域によりバラツキがある。

●委員

過度の期待にならないよう、よく話し合う必要がある。

●委員

まずは自分の安全。次に家族の安全。その次に登録されている方となるため、登録しているから絶対の安全ということではない。

火災などが発生した時に、近くの広い避難場所まで自力で行けるかどうかが第一の判断基準となる。

●委員

当初、要支援の登録した際には、支援してくれる特定の方を指定していたはず。それとは変わってきている。今回の件があったので、支援をしてくれる人に対しての研修などが行われているかが気になり質問をした。

●委員

障害者だけではなく、要介護の方もいるためとても自治会だけでは賄えない。支援を受ける側とする側の意識のギャップが問題と考える。

●委員

精神障害者の家族は、親亡き後のことを心配している。ホームヘルパーをうまく使って、当事者をフォローしてもらえよう関係者に伝えたい。使う場合はまず、障がい福祉課に相談すればよいのか。

○事務局

障がい福祉課に相談していただくことになる。まずはニーズを調査する。家事援助・身体介護・通院援助の3種類があるが、聞き取りながら実際のサービスにつなげる。サービスの利用支援区分が必要となる。支援区分の決定には審査会にかけることが必要となるため、医師の意見書を取得していただくことになることも合わせてお伝えします。

●委員

大和にはどのくらい精神障がい者を対象としたホームヘルプの事業所があるのか。

○事務局

25程度あるが、精神障がいの方を受けている事業所は、7～8程度あると思う。相談支援専門員をつけて事業所を選ぶことができる。

《これ以降、特に意見等無し。》

審議終了。

- 次回の開催は、2月中旬を予定していることを事務局から報告。
- 12月に障害者週間がある。差別解消法の一環として行う「こども発達シンポジウム」の紹介。こころふれあいコンサートの紹介。

以上